

## 会議録要旨

### 1 日 時

令和2年10月8日(木) 午後7時00分～午後8時15分

### 2 会 場

文化センターさざ波 中会議室

### 3 会議及び用務

湧別町公立保育所統合・民営化に向けた説明会（湧別会場）

### 4 出席者

健康こども課 課長 星 義孝、主幹 牧村 宣幸、保育所長 伊藤 智恵子  
主査 坂田 桂樹

一般参加者15名

### 5 結果要旨

牧村 主幹 配布資料確認、チェックシートの記入・提出依頼

星 課長 開会挨拶を行う。

参加職員 自己紹介を行う。

星 課長 資料により方針の概要の説明を行う。

質疑応答

質問 民営化した後の施設の国の所管はどこになるのか。

回答 認定こども園の所管は、内閣府、文部科学省と厚生労働省の所管になります。

質問 町職員を派遣すると説明があったが、こどもの教育に係る免許はどのようなになるのか。

回答 認定こども園に配置する職員の条件は、幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭と保育士の資格両方を持っている保育教諭を配置す

るのが条件になっております。そちらの資格を持っている者を民間の事業者が決まりましたら、民間の事業者にはそういう職員を配置してもらいます。民間事業者との協議の中で職員が足りないので、町の職員を派遣してほしいとなったら、湧別町の保育士も8割程度は両方の資格を持っていますので、そういう職員を派遣することになると思います。教員免許が10年間の更新制度になっていて、更新していない職員がほとんどです。これから幼稚園教諭免許の更新をさせて、認定こども園でも働けるような状態にしようとしているところです。

質問 令和3年に開盛・上湧別の子どもで中湧別に行きたい子どもは行かせるということだが、その際どれくらいの子どもの行くか分からないが、非常に無駄な経費になるのではないか。全員行くなら送迎バスを購入するメリットもあるが、10%、20%の上湧別保育所からの入所の場合、非常に経費としては無駄である。

回答 経費的には一度に施設を統合し負担が少なく、児童の負担も一度に統合した方が少ないと考えて、令和3年4月に中湧別保育所へ、上湧別保育所、休所中の開盛保育所の児童に来てもらおうと考えました。説明の中で上湧別保育所の児童の保護者から、何とか1年間統合を遅らせてほしいという要望があったので、令和3年度はプレ統合ということで、多少の経費は掛かりますが、ゆっくり慣らしていくという意味合いも含めて方針としては変更しました。

開盛保育所は休所中です。開盛の子ども達は保護者の送迎で上湧別保育所へ通っています。開盛の保護者から送迎が大変なので、以前からバスの送迎を望む声がありました。いままでは我慢いただいて、保護者の送迎で対応いただいております。それと併せて今回は中湧別保育所と上湧別保育所の統合ということで、当初は来年4月と考えていましたが、再来年になりました。来年4月を想定して、9月の議会でバスを購入する予算を補正予算で計上しました。経費的にはバスを運行する経費が掛かる訳ですが、広域の統合の場合に国の補助制度がありまして、バスの購入費、運転手の人件費、添乗する保育士の人件費の2分の1補助されるので、補助事業を活用します。交流保育も予定していますので、交流保育にもバスを活用したいと思います。

質問 民営化するということで、事業者を公募した場合、応募事業者がないとき、町が運営するのか。

回答 そのとおりです。

質問 民営化した場合は、中湧別保育所、湧別保育所を独立した法人として運営するのか。

回答 民間事業者の応募がなかったときの対応は公設公営とし、町立の認定こども園により、認定こども園化していきます。

意見 最終的には民営化するという説明だが、今の説明では町営ということになるのか。

回答 最終的には民営化、認定こども園化としたいという説明をしまし

た。民営化は相手がいる問題ですから、相手がいなければ、町営で認定こども園化を行います。これからは、認定こども園ということで、保育認定子ども、教育認定子どもを両方受け入れる施設が望ましいと考えています。みのり幼稚園が2年前に幼稚園教諭が不足ということで、存続が難しいといったことがありました。そのようなことを踏まえて、民営化、認定こども園化を進めています。

町の方針としては、認定こども園化が必要としています。最終的には、今、公立保育所は、補助金がない状況です。民営化は補助金の対象となります。そのことから、民営化して補助金をもらった方がよいことから民営化の方針としています。民営化の事業者がないときは、町立ということになります。

認定こども園化すると、育児休業の部分も保育の必要性がなくなっても教育認定で引き続き同じ施設で保育を受けられることとなりますので、認定こども園化を進めています。民間事業者の応募がない場合、湧別保育所、中湧別保育所を認定こども園にするとすると、認定こども園には幼保連携型、保育所型、幼稚園型がありますが、保育所型の認定こども園になります。

民営化、統合について説明しました。その理由にはみのり幼稚園の存続問題もあります。みのり幼稚園がなくなると、お母さんが働いていない、保育の必要性のない子どもは、町内で預かる施設がないことになってしまいます。保育の必要性のない子どもは遠軽の幼稚園行ってもらおうことになるということも踏まえて、上湧別保育所改築の予定を中止して、現在の方針を策定しました。公立で認定こども園化すると、みのり幼稚園が運営している場合、私立幼稚園の子どもを公立認定こども園が奪う形になります。その部分を考慮して、町内の民間幼稚園を第一候補として、民間事業者の選定を進めていきます。

質問 資料には未満児保育の説明がないと思うが、認定こども園ではどうなるのか。

回答 幼保連携型認定こども園でも3号認定子どもが未満児になりまして、湧別保育所、中湧別保育所では未満児の需要が高まっているところなので、湧別保育所はそのまま未満児を受け入れられる体制になります。中湧別保育所は上湧別保育所からも来るということを踏まえて、未満児の受け入れ人数を増やして受け入れる予定になっています。

質問 未満児の受け入れは問題ないということか。

回答 そのとおりです。

保育士の配置として、0歳児は児童3人に保育士1人、1・2歳児は児童6人に保育士1人という国の基準があるので、今も保育室に余裕があっても、保育士が確保できないので入園を待っていただく場合もあります。保育士の確保に努めて、保護者の希望に応えられるようにしていきたいと思えます。

#### 4 (てん末書用紙)

- 質問 現在、上湧別保育所には富美からも通っているのか。
- 回答 富美、開盛から上湧別保育所へ保護者の送迎により通っている児童はいます。
- 質問 完全給食は保育所だけになるのか。
- 回答 保育所だけを対象としており、幼稚園は対象ではありません。
- 町立保育所については、町が炊飯器等を用意して、完全給食をする予定です。幼稚園には、町の保育所で完全給食を行う旨を説明して、幼稚園はどうするのかということになります。学校は給食センターで炊いて学校にご飯を運んでいます。給食センターの米は北海道全部で学校給食の組合のようなもので共同購入して炊いているので、それを保育所・幼稚園に回すことはできません。未満児については、保育所でご飯を炊いて出しているのので、それを増やして炊くような予定としています。町は保育所の調理場でご飯を炊き、パンのときは、パンを買って出すという形になりますので、幼稚園で完全給食をやるとなると、幼稚園でやってもらって、それに対して町が助成するなど考える必要があると思います。説明会終了後に幼稚園とお話しすることになると思います。
- 質問 交流保育について、上湧別保育所と中湧別保育所の統合の部分が対象になっているようだが、幼稚園の子どもたちは、中湧別に行くのか湧別に行くのか分からないようですが、今、幼稚園に通っている子どもは、中湧別保育所、湧別保育所が民営化、認定こども園化になれば、どちらかに通うことになると思うので、みのり幼稚園の子ども達は交流保育の対象になるのか。
- 回答 これから、中湧別保育所の民営化の事業者を町が選定します。仮にみのり幼稚園が応募して、中湧別保育所を運営、今の園舎はやめて、今いる子どもが中湧別保育所に来れば、中湧別保育所に交流にきていただくこととなります。それは、民営化の事業者と運営の条件を町が調整しますので、話し合っ決めていくこととなります。
- 令和4年4月には、民営化にならないとしても湧別保育所も保育所型の認定こども園にして、公立の認定こども園になれば、教育認定子どもも入れますので、今、みのり幼稚園に行っている子どもも近いから湧別保育所に行きたいという希望があれば、湧別の方で交流を受け入れることもあります。
- 交流保育の実施については、基本的には、上湧別地区の方は中湧別保育所へ、湧別地区の方は湧別保育所ですが、運営事業者が決まって、みのり幼稚園になったとして、今、預かっている子ども達は卒園まで一緒にみたいという要望があれば、そういう形で進めることも検討したいと考えています。中湧別保育所の施設の定員が決まっていますので、ある程度人数が確定しなければ、今のみのり幼稚園児童の受け入れについて判断ができません。みのり幼稚園の園長先生も以前、話をしたときには、現在入所中の児童の受け入れについ

て希望があるような話をしていました。それを念頭にいれて民間事業者との協議をすすめたいと思います。上湧別保育所の児童が中湧別保育所の児童と交流するように、みのり幼稚園と統合する場合には、交流の機会を設けていきたいと思います。

#### 説明

今日の新聞に説明会の記事が掲載されていました。町の進め方が悪かった部分も記事には取り上げられています。町としては、基本方針を示した中で協議していこうと考えていました。7月の説明会の中で、細かな民間事業者との調整に係る部分の説明が多くて、回答を控えた部分がありまして、その部分で保護者の不満があったと思います。その後、説明会の内容から上湧別保育所の保護者が町長と2回ほど話し合う機会があり、統合のスケジュールを変更しました。町の説明は、全体の方針の説明では、「初めて説明を受けて、すぐ統合・民営化に進むのか。」という意見がありました。しかし、方向性を示して、それに対し意見を説明会でもらってから、すすめていくようにしていました。何もなければ、そのまま方針どおりの予定でした。今回は保護者の方が町長に直接意見を言う形になって、先に進んだ部分もありました。そのようなことでスケジュールを変更して進めていくということで、今回説明会を開催しています。当初はこの説明は、令和3年度の統合、令和4年度の民営化を示す場として設定していました。そのような状況の中で、今回スケジュールを変更したことを含めて説明しました。

#### 質問

説明を受けた感じでは、保護者にとっては、働いてなくても子どもを預けられて、保育してもらえて、給食も出してもらえることはすごくありがたいが、保育士の労働時間とか保育士の負担が増えると思います。今、湧別保育所の未満児が多いようで、保育士が不足していて、一時保育の際に別室ではなく、未満児の保育室で保育されてことがある。みのり幼稚園も幼稚園教諭が不足している状況で、民営化するときに保育士の確保は可能なのか、統合すると保育士の数が減るのか。

#### 回答

上湧別保育所を中湧別保育所に統合する段階で、上湧別保育所は現在4人の保育士がいますが、4名の配置が可能になります。中湧別保育所が統合で人数が多くなった分何人か配置しても余裕がある状況です。湧別保育所の部分も保育時間が延長になれば、芭露保育所も保育時間を延長する予定ですから、保育士の配置が厳しくなることになります。民営化にすると、民間の保育士も来ますので、その部分を含めて対応していきます。職員が不足する場合は採用という形になります。採用も思うようにはいきません。保育士は都会の方で就職するためです。保護者の心配は理解できますし、そのように感じていただけるのは、保育士にとってありがたいです。この方針を作るときに町長、副町長と話し合いながら作っています。統合・民営化を進めるよう指示があつて取り組んでいますが、統合しても人員削減になるとは考えないよう念を押して進めています。統

合したから、保育士が減るのではなく、逆に増えても不思議ではありません。今回、色々なサービスを増やしています。その部分は保育士も増える、時間外勤務も増えるということで、ご迷惑をかけないような形で、進めていくよう考えています。

質問 1号認定と2号認定の差が分からなかった。3号認定は未満児との説明があったが、年齢の差で保育活動が違うのか。

回答 1号認定は、保育の必要性事由の無いお子さんで、幼稚園に通っているお子さんになります。2号認定は5歳児から3歳児クラスの保育の必要性事由のあるお子さん、ひと月48時間以上働いている方になります。保育認定には、就労時間が48時間以上120時間未満の保育短時間認定と、就労時間が120時間以上の保育標準時間認定があり、保育標準時間認定は1日11時間の保育サービスが利用できます。

質問 保育所では、就労時間を出していますが、それにより認定されるのか。

回答 認定は毎年、継続の方は現況届、入所する方は認定申請を出していただいています。その際に就労証明書を出していただいています。その就労証明書の内容で月の標準的な就労時間を町で認定して、保育短時間か保育標準時間かを認定しています。今の開所時間は8:30から16:30までで、7:30から8:30までが預かり、16:30から18:00までが預かりです。今は届出を出してもらえれば無料で利用できます。これからは、短時間認定は8:30から16:30まで標準時間は令和4年4月からですが、7:30から18:30までが利用できる時間になります。

上湧別会場で質問がありました。農業、漁業などは、繁忙期と通常期の就労時間の差があるので、通常期は再認定する必要があるのかという質問でしたが、就労証明を出すときに標準的な就労時間を出すようお願いしているので、標準的な就労時間で認定しています。

星 課長 閉会挨拶を行い終了した。